

KSK

フレッシュ厚木

2022 年 12 月号 第 254 号

発行 KSK 神奈川県障害者定期刊行物協会
〒222-0035 神奈川県横浜市港北区鳥山町 1752 番地
障害者スポーツ文化センター横浜ボール 3F 横浜市車椅子の会内
編集 精神保健福祉促進会 フレッシュ厚木

定価 20 円（会員は年会費に含まれています。）

報告 NPO 法人じんかれん 第 48 回『県民の集い』in 藤沢

2022 年 11 月 13 日 13:00~16:00 藤沢市民会館小ホール
「精神疾患のある家族をケアするヤングケアラーを考える」



じんかれん谷田川理事長の主催者挨拶の後、来賓の藤沢市市長、神奈川県障がい福祉課課長、神奈川県精神保健福祉センター所長の挨拶をいただき、今年の県民の集いは始まりました。

前半は「ふたり～あなたという光～」という 50 分くらいの映画上映でした。統合失調症の妹は言葉のやり取りが難しくなり、警察に保護されて帰宅したり、暴れたりすることが日常茶飯事でした。その姉は、彼からプロポーズを受け嬉しかったのですが、妹のことを話しておらず、やはり自分は妹と切れない、普通の人生とは程遠いとは一旦は結婚をあきらめようとするストーリーです。

精神障がい者のケアは多くは親だと思いますが、兄弟姉妹も同じ家庭の中で過ごし、現実には日々直面し、いずれは自分がケアをするという思いがあって悩みを抱えているのだとわかりました。当事者が若いうちから家族以外の地域や支援する人達のサポートを得ながら自立して暮らせる仕組み作りが必要だと思いました。

後半はヤングケアラーとその家族への支援についてのシンポジウムでした。

最近はこの問題が社会で取り上げられるようになりました。18 歳未満の子供や若者が慢性的に病気や障害を抱える家族の世話をし、家事をしているヤングケアラー。学業にも支障をきたしかねません。家族のことは、その家族の中の問題とされてきて、なかなか声を上げられなかったのはなぜなのでしょう？

ヤングケアラーも、精神障がい者とその家族も、孤立してしまうことがないようにと改めて思います。県民・市民一人一人がみんなのこととして考える。支える。そのような世の中になってほしいものです。

映画上映会のお知らせ

梅切らぬバカ 入場無料(先着・要申込)

- 日時 令和 5 年 1 月 15 日(日)
第 1 部 開場 9:00 開演 9:20
第 2 部 開場 11:00 開演 11:20
- 場所 アミューあつぎ 9 階
あつぎのえいがかん kiki スクリーン 3
- 申込み・問合せ
厚木市障がい福祉課 046-225-2221

母親と自閉症を抱える息子が、社会の中で生きていく様子を温かく誠実に描く本作。地域コミュニティとの不和や偏見といった問題を取り入れながらも、親子の絆と深い愛を描き、あたたかな感動をもたらす。

令和4年度成年後見制度地域連携講演会報告

これから安心した生活を送るカギ ～成年後見制度の活用～

11月11日(金)厚木市文化会館で行われた講演を聴いてきましたので、報告したいと思います。講師は弁護士の内嶋順一氏(みなと横浜法律事務所)です。

◇成年後見制度とは？

判断能力が不十分もしくは判断能力が失われた人(一時的に判断能力が欠けた人は含まれません)に代わって、「適切な代理人」を定めて、本人の能力の不足を補い、本人の財産、生命身体の安全を「法的」に図る制度です。本人に判断能力が残っているうちに後見人候補者と後見人に与える代理権の範囲・内容を本人自らが選ぶ「任意後見制度」と裁判所が後見人等を決定する「法定後見制度」とがあります。

◇成年後見人等の役割は？具体的にはどのようなことをしてくれるのでしょうか？

成年後見人等は、本人の不動産や預貯金などの財産を管理したり、本人の希望や体の状態、生活の様子等を考慮して、必要な福祉サービスや医療を受けられるよう、介護契約の締結や医療費の支払いなどを行ったりします。一方、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。また、成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けます。

◇法定後見制度と任意後見制度の比較(長所と短所)

	任意後見制度	法定後見制度
長所	・本人があらかじめ後見人を選べる ・任意後見人の代理権の範囲を本人が決めることができる。	・後見人選任時から裁判所が関与するため、比較的適正な後見人が選任される。 ・裁判所が本人財産に見合った報酬を決定する。 ・本人が制度を利用している間、家庭裁判所が監督を行う。
短所	・本人に契約締結能力がなければ利用できない。 ・信頼できる任意後見人を見つける必要がある。 ・法定後見制度利用に比較して費用が高い (任意後見人報酬3万円/月～＋任意後見監督人報酬2万円弱/月～) ・任意後見契約だけでは任意後見事務は始まらない。候補者が本人の判断能力を見守っていかねばならないが、気付かない場合もある。 ・任意後見人には取消権がない。	・申立てに手間と時間がかかる。 ・財産の用途に一定の制限を受け、原則、本人の利益とならない財産の利用は制限される(例、本人の財産を元手に投資などは出来ない)。



◇費用

- ・法定後見開始の審判申立てに必要な費用…申立て手数料、等で3,400円～(鑑定(～10万円)が必要な場合も)
- ・後見人の報酬…裁判所が本人の余命、資産額、収支、後見事務の内容等を考慮し決定します。月2万円程。

◇その他、成年後見制度の利用実態・これからの成年後見制度のあり方・意思決定支援とチーム支援における成年後見制度のあり方などについてお話がありました。

◇成年後見制度に関する相談・権利擁護→厚木市権利擁護支援センターあゆさぽ 046-225-2939

【講演を聴いて思ったこと】 父が亡くなった直後に姉(当事者)に後見人が必要なのではないか？と親族で検討したことがありました。その時は、専門職の後見人になった場合、本人の財産の運用ができなくなるのではないかと費用はどうするのか？一度決まったらやめられない等の懸念があり、申し立てをしませんでした。社会全体でも、成年後見制度のことを知らない、メリットが分からない、利用方法が分からない等の理由で利用はまだまだです。でも今後、当事者も自分も高齢になった時、権利を護ってくれる制度が必要になると思うので、学びを続けていきたいです。

活動報告

11/16	じんかれん電話相談	1 名	11/22	厚木市地域交流事業実行委員会	1 名
11/18	レザミエ芸地域ネットワーク会議	1 名	11/26	「家族と当事者の教室」ZOOM 準備	2 名
11/20	フレッシュ厚木理事会・定例会	14 名	11/28	レクレーション「箱根方面」	32 名
【理事会議題】			12/2	「家族と当事者の教室」ZOOM 開催	8 名
① レクレーション ② 「家族と当事者の教室」			12/4	会則検討委員会	9 名
③ 会則検討委員会 ④ 1 月のおたのしみ新年会			12/6	じんかれん理事会	2 名
④ 2 月講演会 ⑥ 各委員会報告			12/9	精神保健福祉地域包括ケア会議	
【定例会】 情報交換				ZOOM 開催	1 名

令和 5 年 1 月 定例会

1 月 1 5 (日) 13 : 00 ~ 16 : 00
(意見交換会 ~ 15 : 00)

保健福祉センター 4 階研修室

※理事会 10 : 00 ~

※2 月の定例会は 19 日 講演会



【障がい福祉課との意見交換会】

8 月の定例会に予定していた障がい福祉課との意見交換会がコロナ感染者増加のため延期となっていました、1 月に行うことになりました。障がい福祉課の職員と直接お話しすることで、家族や家族会の実情を理解していただくと共に、適切な助言や情報をいただきたいと思います。

当日は障がい福祉課課長八木重雄様、障がい者支援第 1 主任香川雄史様の出席を予定しております。

多くの皆様の参加をおまちしております。

定例会は意見交換会終了後、1 時間ほど行う予定です。

●お楽しみ新年会のお知らせ●

今年もコロナ感染状況に一喜一憂しつつ幕を閉じようとしています。例年の新年会は、大勢で会食をして楽しみましたが、まだまだコロナが心配です。そこで、今回は会食をしない新年会を企画しました。申し込みは要りません。ご自由に ご参加ください。

心身ともにリフレッシュして活力をアップしませんか!?

1. 日 時 令和 5 年 1 月 23 日 (月) 14:00 ~ 16:00

2. 場 所 アミューあつぎ 7 階 ミュージックルーム 2

3. 内 容 (1) 二胡の音楽鑑賞

演奏者 にこにこの会

(2) セルフケアとしてのツボ療法

講師 石塚 準次 氏 (往診専門鍼灸師、個人ボランティア登録者)



英国の「社会的処方」

朝日新聞「一押し」記事より

「社会的処方」。ここ数年で耳にする機会が増えた言葉です。健康に関わる問題を抱える住民に、薬ではなく、コミュニティ（地域）とのつながりなど生活環境の改善を「処方」することです。

社会学や公衆衛生学が専門の細田満和子・星槎大学大学院教授が 19 日の論座に、「孤独・孤立を解消する『社会的処方』—— イギリスでの広がり」と日本への示唆」を寄稿しました。孤独や孤立を社会的処方で解消しようとするイギリスの先駆的な取り組みを紹介しながら、日本への示唆を説いています。医療制度は異なるものの、日本でも地域によっては同様の取り組みが始まっており、課題を含めて参考になるでしょう。

イギリスでは「かかりつけ医」らが、心身の不調を訴える患者に必要なのは医療なのか、社会的な要素なのかを

判断。後者であれば社会的処方を施します。カギを握るのは「リンクワーカー」です。患者を地域のグループや公的なサービスに橋渡しします。つなぐ先は、芸術やスポーツや園芸のグループ、ボランティアや図書館などの公的機関まで、様々だといいます。

読み進めるうち、医療活動の一環であると同時に、関係が希薄になった地域社会を築き直す営みのようにも思えてきました。細田さんは、日本でも医療・介護・福祉などの専門職だけでなく、ボランティアや趣味などを通じて住民一人一人がかかわっていく可能性に期待を寄せます。

つないだり、つないでもらったり。「他者との交わりがある中でこそ、人は孤独に陥らず、健康を維持できる」。当たり前のようにいて、コロナ禍のなか、心にしみる言葉でした。

孤独や孤立 薬ではなくつながりを



この趣旨と似たような記事が「こころの元気+」の雑誌にのっていました。依存症を専門とする精神科医 松本俊彦氏の記事です。

…… 今日、依存症の支援者の間では、次の言葉が共有されています。曰く、「アディクション（依存症や酒や薬に溺れた状態）の反対は、ソーバー（素面）ではなく、コネクション（人とのつながり、孤立していない状態）である」と。

心の問題をこじらせ、やっかいなものにするのは、当事者の「孤立」なのです。人生において最悪なのは、「ひどい目に遭う」ことではなく、「ひとりで苦しむ」ことであり、同様のことを熊谷晋一郎先生も著書の中で、「希望とは、絶望を分ちあうこと」と述べています。 ……

これらの記事は、私たちに病気になっても災難や災害にあっても、人と人がつながることの大切さを教えてくれています。家族会の意義もそこにあるでしょうね。

